

中野区教育委員会会議録 平成22年第9回定例会

○開会日 平成22年3月12日（金曜日）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時00分

○閉 会 午前11時42分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員長職務代理	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（6名）

教育委員会事務局次長	教育長事務取扱
参事（教育経営担当）	合 川 昭
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治
副参事（学校教育担当）	寺 嶋 誠一郎
指導室長	喜 名 朝 博
副参事（生涯学習担当）	飯 塚 太 郎
中央図書館長（統括）	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	上 田 仁

○会議録署名委員

委員長

大 島 やよい

委員

山 田 正 興

○傍聴者数 4人

[議決案件]

- 日程第1 第10号議案 区長の権限に属する事務の補助執行の解除について
- 日程第2 第11号議案 中野区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則  
第12号議案 中野区少年自然の家条例処務規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第13号議案 中野区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 第14号議案 中野区立図書館則の一部を改正する規則

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 3 / 6 中野区教育委員会表彰式について
- ・ 3 / 6 ~ 7 東京都医師会学校医研修会について
- ・ 3 / 7 「女性の健康週間」子宮がん検診講演会について
- ・ 3 / 10 中野区立学校退職校長感謝状贈呈式について
- ・ 3 / 11 日本学校保健会学校保健委員会について
- ・ 3 / 11 平成22年度中野区当初予算及び平成22年度第1次補正予算の成立について

(2) 事務局報告事項

- ①家庭・地域教育学級の廃止について（生涯学習担当）

[協議事項]

- (1) 中野区立小中学校再編計画に基づく学校の統合について

中野区 教育委員会  
第9回定例会  
(平成22年3月12日)

午前10時00分開会

大島委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は全員出席です。

本日の会議録署名委員は、山田委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<日程第1>

大島委員長

それでは、日程に入ります。

日程第1、第10号議案「区長の権限に属する事務の補助執行の解除について」を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

どうぞ。

参事（教育経営担当）

それでは、第10号議案、区長の権限に属する事務の補助執行の解除についてのご説明をいたします。

これは、平成22年3月10日付で、中野区長から大島委員長あてに事務の補助執行の解除についてということで通知が参っております。教育委員会で執行しています事務の一部について、その事務の補助執行を解除したいので協議をお願いしますというような通知に基づいて、本日議案としてご提出をさせていただいたものでございます。

具体的な中身としては、裏面をご覧くださいと思います。

まず、区長の事務の補助執行が解除されることに同意をするということで、現在学校職員、あるいは幼稚園職員、非常勤特別職の職員等の服務規律、給与及び福利厚生に関する事務、これは区職の部分でございますけれども、教育委員会で行ってございますが、区長部局の人事分野で同じように区全体の区職の同じ事務を行ってございますので、事務の効率化を図るためにこれを一本化して事務の効率化を図るということで、今回この補助執行について解除をするということでございます。

2点目の財団法人中野区文化・スポーツ振興公社に関する事務でございますが、本来ですと文・スポ公社については18年3月に解散をし、清算を既にしてございます。その時点で補助執行について解除しなければいけなかったということですが、名目上は残っている

ということで、今回同じように解除をするということで議案をご提出させていただいてございます。

施行予定日が、22年4月1日ということでございます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

大島委員長

それでは、ただいまの議案につきまして、ご質問、ご発言ございますでしょうか。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

今、1番目のほうの学校職員、幼稚園職員の服務規律、給与及び福利厚生に関する事務を区長部局に移管するということですが、この職員に対して教育委員会としてこれ以外に残るといふか、やる内容というのがあるんでしょうか。

大島委員長

どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

幼稚園教諭の部分については、教育委員会に残ります。これは法律上の関係で残らざるを得ないという部分がございます、それ以外のいわゆる学校の校務主事ですとか、あるいは用務の方々のいわゆる区職の部分の事務を移管するという形になります。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

もともと区長のところでやるべき事務を今まで教育委員会のほうでやっていたものを戻すということだと思っておりますが、人数的には大体これで何人ぐらいになるんでしょうか。

大島委員長

どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

百二、三十人です。

大島委員長

私から、この事務の解除ということで、何か人間的に人を移すというような対処は別に不要なんでしょうか。

どうぞ。

参事（教育経営担当）

これに伴いまして、定数1減をして区長部局のほうにお返しをするという形になりました。

大島委員長

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかになければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第10号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

大島委員長

それでは、全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

大島委員長

それでは、日程2、第11号議案及び第12号議案を一括して上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

第11号議案及び第12号議案についてご審議をお願いします。

提案理由といたしましては、軽井沢少年自然の家について、指定管理者導入に伴いまして関係規定を整理する必要があるというものです。

お手元の議案は、改正本文及び後ろのほうに新旧対照表がついてございますが、なかなかちょっと読みづらいところもありますので、別に参考ということで、中野区立少年自然の家条例施行規則及び処務規則の一部改正内容の概要ということをお配りしておりますので、この概要に基づきましてご説明したいと思います。それでは、概要をご覧いただきたいと思います。

まず、条例施行規則、それから処務規則の改正をお願いするものでございます。

理由といたしましては、22年、今年の4月1日から軽井沢少年自然の家が指定管理者、指定管理者候補ということで教育委員会の議決はいただきましたけれども、区議会の議決はまだいただけていませんが、4月1日から指定管理者になるということでございますが、

それに基づきまして事務手続等を変更するというものでございます。

条例施行規則ということで、理由はそこにありますとおり、運営方法の変更等々です。

内容ですが、(3)以下、条例施行規則、それから処務規則について定めております。この内容につきましては、主として4つぐらいのパターンに分けられると思います。

1つは、指定管理者化に伴いまして、使用承認等の権限が指定管理者に移りましたので、それに伴う規定の整備が1つです。もう一つは条例の中で、これは規則に委任します、あるいは規則の定めるところによるというような定めがあります。その定め、いわゆる条例によって委任されたことを書き定めるというのが2つ目のパターン。

それから、3つ目のパターンといたしましては、従来規則に定めていたんですが、この指定管理者化に伴って条例で定めた部分について従来規則で定めていたところを削除するというパターン。

それから、4つ目、最後ですが、指定管理者化によって利便性の向上を図れるものについて改正したということです。

その最初のパターン、指定管理者になることによって、指定管理者ができることになった部分を変えたというのが、ざっと番号で申し上げますと②、④、⑬、⑮というようなところ。2番目の規則に委任されたところを細かく定めたというのが①、⑥、⑨、⑩。それから、従来規則だったのが条例に定められたために規則から削除したものが③、⑦、⑧で、利便性の向上が⑤というようなことでございます。

それでは、順に上からご説明しますと、①というのは指定管理者の権限となったということです。①につきましては、いわゆる使用者、この少年自然の家を使用できるものを定めるということで、それは条例でも列挙してございますが、なお規則に定めるものということでございます。その規則に定めるものについて、姉妹都市でもあります福島県田村市の教育委員会が利用する場合には利用できるという旨を規則の中に決めました。

それから、②ですが、使用承認、使用の変更ということで、指定管理者が使用承認変更をすることができることになりましたので、それに基づきまして、新しい規則の3条、4条のところ定めたというところでございます。

続きまして、次のページに移りますが③、使用期間の削除ということで、これは使用期間について、3泊4日を越えてはいけないということにつきましては、条例で定めたために、従来規則で定めていたところの規定を削除するというものでございます。

④につきましては、これもやはり指定管理者化に伴って使用の変更について指定管理者

ができるというふうに規定したものでございます。

⑤につきましては利用料金の納付ですが、これは、従来は利用料金については教育委員会に前払い、それから食事代等の賄い費は現地で後払いということでありましたけれども、利用料金も含めて後払いができるというような規定を加えまして区民の利便性を図ったところでございます。

それから⑥、利用料金の減免です。これは従来減免をしておりましたけれども、具体的に規則で明確に定めていなかった。それを詳細明確に、規則の第6条で定めたというところでございます。

⑦及び⑧につきましては、休業日、それから使用時間について、これも条例で定めましたところでございますので、規則からは削除いたします。

⑨利用料金の還付につきましては、これも細かいところは規則で定めるということで、その辺の規定を明確にいたしました。

⑩利用料金の決定に係る申請につきましても規則に定めるところということで、詳細を定めたところでございます。

なお、⑪第9条は、利用料金等を変更したとき、それを承認したときには告示するということですね、これは新たな規定ということで、利用料金をもし変更した場合には区民の方々に十分お知らせできるように告示する、お知らせするというような規定を設けたものでございます。

⑫は、新しい規則の第10条になりますが、いわゆる読みかえ規定ということで、直営、つまり少年自然の家につきましては従来どおり直営ですので、直営であるときの常葉の場合が定めることを読みかえるという規定で定めております。

続きまして、⑬番の規定につきましては、指定管理者化に伴って指定管理者の指示に使用者が従ってくださいということです。

申しわけありませんが⑭はちょっと飛んで⑮になっておりますが、12条も指定管理者化に伴って、その年度終了後に提出すべき事業報告書について規定を定めたということです。

その他規定の整備というのがございますけれども、これは漢字の表記を改めたとか、そういったところがあります。

以上がこの軽井沢少年自然の家の条例施行規則についての改正ということで、次は、中野区立少年自然の家処務規則の改正ということです。

処務規則と申しますのは、行政機関内部の取り扱い、主に少年自然の家の所長、中野区



の職員でございますが、その権限等を定めたものということで、このたび軽井沢が指定管理者化することによって、この処務規則で決めなければならないところは常葉だけになりましたので、そここのところで従来少年自然の家となっていたものを常葉少年自然の家というふうに変えまして明らかにしたというものでございます。いずれも、両規則とも施行は平成22年4月1日ということでございます。

以上、雑駁ですが、ご説明させていただきました。

大島委員長

それでは、ただいまのご説明につきまして、質問、ご発言等ございますでしょうか。

どうぞ、高木委員。

高木委員

新旧対照表のところで言うと、例えば3条の第4項ですね。上から9行目4、「指定管理者は、前3項の規定により申し込みがあつたとき」と読めるんですけども、これ「つ」大きくないですか。ここって、例えば第6項も、「前各項の規定にかかわらず、委員会が定める計画に従つて」と、「つ」が大きいところが何か所かあるんですが、これって何か意味があるんですか。

副参事（学校教育担当）

法令用語が大きく表記するんです。小さい字は使わないという。特殊ですけども。

高木委員

最近の法令は、でも小さい「つ」を使いますよね。昔の法令、文科省のやつは昔はこうだったんです。

あともう一点、第2条のところ、「福島県田村市教育委員会又は福島県田村市内の青少年の団体若しくは社会教育に関する団体で」、「又は」が「or」だというのはわかるんですが、「福島県田村市内の青少年の団体若しくは社会教育に関する団体」まで一続きなんですよね。ですから、ここら辺も法令用語なんだろうけれども、ずっと読んでいくと、「若しくは社会教育に関する団体」と読めなくもないので、ただ、一般の方は条例や施行規則までは見ないと思うんですけども、ちょっとわかりにくいです。

この場合の中野区教育委員会が適当と認めるものとあるんですが、実際に適当と認めるというのは、教育委員会内でだれが決裁をするのかというのが質問です。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

適当と認めるものにつきましては、事案の軽重もありますけれども、この場合には、一応次長決定というふうに考えております。

大島委員長

ほかに質問、ご発言ありますでしょうか。

今日のご説明では、この一々の条文を逐条ごとに解説したりするのが本来は丁寧なのかもしれないんですが、なかなかそれはわかりにくいということで、その要旨を今概要ということでご説明いただいたと、そういうことでございますよね。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

細かいことで申しわけないんですけれども、この新旧対照表の一番最後のページなんですけど、最後の後ろに12条のところがありますね。事業報告書の作成及び提出というふうになっておるんですが、前段のところは、指定管理者は毎年度終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の事業報告書を速やかに委員会に提出しなければならないと。これは速やかにという期限があるのかどうかわかりませんが、それともう一つ、次のところの当該年度の途中において地方自治法244条とあって、規定により指定を取り消されたときも同様とすると書いてあるんですが、同様というのはその年度内のことを指しているのか、速やかに、例えば年度の初めに解除するようなことがあったときに、その年度の終わりまで待っていいのかどうか、その辺のところはちょっとわかりにくいんですが。

大島委員長

学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

取り消されるという場合には、やはり指定管理者に何らかの不都合な点があるということでございますので、もちろん年度終わりまで待つことなく直ちに、速やかにということですが、取り消しの後、速やかに報告する、受けるということでございます。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田委員

規則の改正ということですがけれども、要するに中野区の少年自然の家というのが2つあ

って、1つは今度指定管理者になりますよということですけども、例えばこの規則を読むだけではなかなか区民の方が難しいんですけども、実際の使用に当たって物すごくわかりやすいようなものをつくるということは必要だと思いますけれども、その点はいかがですか。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

もちろん条例施行規則を読んでもいただくというのはなかなか難しいところで、区民の方にわかりやすいようにまとめたものをお知らせする、それからホームページも、例えば今までと少し変わるところがあれば、その辺も丁寧にお知らせしたいというふうに考えてございます。

山田委員

あと、実際には区民の方の申し込みの受け付けは教育委員会が事務局となるのか、もしくは指定管理者に直接にということになるのか。そのときのホームページ等でのアクセスが可能なのか。あと、3カ月前から申し込みができて、1週間前までいいというような記載がありますけれども、なかなか難しいですね。その辺についてはいかがでしょうか。

大島委員長

どうぞ。

副参事（学校教育担当）

指定管理者になった軽井沢については、軽井沢は現地ですべて受け付けるということになります。常葉は従来どおり教育委員会が受け付けるということになります。

山田委員

そうしますと、取り消しだとか何かもすべて現地のほうに電話だとか、メールでもよろしいんですかね、そういったことのやりとりができるようなシステムということでもよろしいですか。

副参事（学校教育担当）

軽井沢につきましては、一元的に現地ですべてできるということでやっております。

大島委員長

基本的に利用者の区民の方がこれによって特に手続が難しくなったりとか、もちろん料金が上がったりとか、そういう影響というのはどうなんでしょうか。

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

基本的には、区民の方が不利になるということはありません。むしろ後払いでできるよなったりとか、そのほか、ここには、条例規則には直接には規定されていませんが、さまざまなサービスの向上にももちろん努めてございますので、区民の方にとっては便利になるというふうにご認識していただいて結構だと思います。

大島委員長

ほかにございますか。

それでは、質疑を終結いたしまして、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第11号議案及び第12号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

大島委員長

それでは、全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第3>

大島委員長

では、続きまして、日程第3、第13号議案「中野区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

中野区体育指導委員につきまして、現在43名以内ということで定数が定められておるんですが、これは今後地域スポーツクラブというものが現実化するということに伴いまして、やはり地域での体育指導員の役割が重要になるということで、そのように体制を整備するという趣旨で、これから地域スポーツクラブ、各4つの圏域の、各1つずつ拠点施設を設けるということなんですが、そこを中心に活動していただくということで、各圏域8名ずつ、32名ということで、まず定数をそのように変更するというごさいます。

それと、現在の指導委員に関する規則、体育指導員に関する規則の中にそういった位置づけが余りはっきりしていないということがございます。地域ということについては触れておるんですけども、その辺の役割をはっきりさせるということで若干の文章の訂正をしたということございます。現行につきましては、委員の職務につきまして、分担する

地域または事項について次の職務を行うということで下にずらりと並んでいるんですけども、それを簡単な規定にいたしまして、区民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うということをはっきり明記したと。それから、地域における区民等のスポーツ活動を推進することというようなことにいたしまして、この新旧対照表を今ご説明申し上げているんですけども、5番目、このところはちょっと非常に細かく書いてあったんですけども、スポーツに対する区民一般の理解を深めるということで、言ってみれば柔軟な対応ができるような形に改めたということでございます。

以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまのご説明につきまして、質問、ご発言ございますでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田委員

もう少し教えていただきたいんですけども、今の43名という人数は、どこで働いていらっしゃる人数になりますか。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

43名の方がどこというような割り当ては今のところないので、さまざまの事業をご協力していただいたり、例えばふれあい運動会の場合とかですね、体育指導委員の皆様にも実際の指導いただいたり、それから、健康スポーツ教室というのを年に今2回やっておりますけれども、そういったものを企画していただきまして、区民のためにスポーツの機会を提供していただく。それから、フラッグフットボールというのも、これから国体に向けて復帰を図っていくというようなことで、その研修等をしていただきまして、さまざまな機会に啓発を図っていただいていると、そんなようことをやっております。

山田委員

もう一点、その体育指導委員の資格と言いますか、あとは研修の現状をもう少し詳しく教えていただけますか。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

体育指導委員につきましては、区が委嘱するものでございまして、区から委嘱した体育協会とか、それから、その他さまざまな団体から選出していただいた方が区からの委嘱を受けて体育指導委員になるわけでございます。研修等は、これは東京都が行う研修等に出させていただくほかに、この近隣の4区で合同研修会もあり、そういうものを年に一回行っているというような現状でございます。

山田委員

研修の中には、外傷処置ですとか救命措置とか、そういった不測の事態に備えての研修等はおやりになっていらっしゃいますか。

副参事（生涯学習担当）

そういう研修にも参加をさせていただいているところでございます。

大島委員長

ということは、この体育指導委員の方の活動は、いわゆる学校の体育の授業にアシスタントで加わったりしていただくと、そういうこととはまた違うんですね。

副参事（生涯学習担当）

特にそういうことをしているわけではございません。

大島委員長

どうぞ、教育長。

教育長

43名から32名になるということで、10名以上減るわけですし、実際に担っていただいている現在の体育指導委員の方々には、こうした制度改正というか、定員が減るというようなことについてはご説明やご理解はいただいているんですか。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

そのとおりでございます。きちんとご説明を申し上げまして、32名減るということをご理解いただいております。

大島委員長

今後、4つ地域のスポーツクラブをつくろうという中野区の計画がございますけれども、その4つでそれぞれ8人の方が分担して、そこを拠点に活動していただくというような考え方なんでしょうか。

どうぞ。

副参事（生涯学習担当）

そのように考えておられて、これからの地域との結びつきというのは非常に重要になると思います。ただ、先ほど申し上げましたように、全区的に対応しなきゃいけないことについてはもちろん全員に対応していただくということで、例えばふれあい運動会みたいなものは、これは全体的に人を出していただくなり、指導していただくなりということをやるといってしております。

大島委員長

どうぞ、ほかに質疑は。

あと、すみません、この方たちへの報酬というのはあるのでしょうか。有償でしょうか、無償ですか。

副参事（生涯学習担当）

ございます。

大島委員長

それは毎月幾らかか定額で支払えるものか、あるいはイベントとか何かあったときにその都度というような仕組みになっているのか、どちらでしょうか。

副参事（生涯学習担当）

定額で支給しておりますので、その範囲内で活動していただくということです。

大島委員長

今回やめていただく方が出ることになると思うんですけども、それはどういうふうにして決めるということまでもう話は進んでいるのでしょうか、あるいはもう決まっているのでしょうか。

副参事（生涯学習担当）

これはもう話をそれぞれ個々にいたしまして、大体毎年少しずついろんな事情でやめざるを得ないという方もいらっしゃるわけですし、その方については再任をしないというような格好で大体話がついております。

大島委員長

どうぞ、山田委員。

山田委員

もう一つわからないのは、今度仲町小の跡地でということになりますけれども、それが

きっかけで4カ所つくっていくわけですがけれども、今その4カ所をつくり上げる想定でこの人数というんですけれども、相当の年限がかかりますよね。4カ所、その辺についてはどのようなご説明をされていますか。

大島委員長

どうぞ。

副参事（生涯学習担当）

とりあえずは、今でも健康スポーツ教室というものをやっていたいでいるんですけれども、拠点ができなければ、実現する拠点で基本的には活動していただくということと、ただ、それぞれの地域というのが、自分の地域というのはどの圏域かということは認識していただくということで、圏域の中でさまざまな活動を展開していただくというようなことで、それについても区のほうとしては支援等をしていきたいというふうに考えておりますが。

山田委員

もう一点ですがけれども、指定管理者を導入しています中野体育館とか鷺宮体育館には同じような資格の方がいらっしゃると思うんですけれども、そういう方たちとの連携と言いますか、そういうのはとれているんですか。それが僕ちょっとわからないんですけれども。実際に中野体育館とか鷺宮にそういう方はいらっしゃらないんですか。

副参事（生涯学習担当）

指定管理者制度なので、指定管理者がスポーツの指導を行うためにアドバイスとか指導するために雇用しているような職員がおりますけれども、そのことをございますか。直接は連携というのではないと思います。あれは、例えば中野体育館なら中野体育館の事業、それから鷺宮体育館なら鷺宮体育館の事業ということで行っているということです。

山田委員

そんなにスポーツにいろいろたけた方がこの中野にそんなにたくさんいらっしゃるかなということがちょっと危惧したので今質問させていただいたんですね。昔、指定管理者になる前にはいらっしゃいましたよね、鷺宮体育館とか中野体育館に、指導委員の方たちが。だからその方たちが、指定管理者になったのもうかわったと思うんですけれども、そういったことをちょっと私は前かかわったことがあるので、それで今質問したのはそのことですね。

副参事（生涯学習担当）



指定管理者になったときに、それまでは区の直接管理する施設だったので、委託していたんですけれども、そういう方は一応そこから退いたということで、ちょっと実態はわからないんですけれども、さまざまな形でそういう方たちは例えば体育協会とかに入られた方もいらっしゃるかどうかちょっと、私ちょっと今ここで確認できないんですけれども、さまざまな形で活動していらっしゃるだろうというふうに思います。

大島委員長

どうぞ。

飛鳥馬委員

体育指導委員を32名、区が委嘱するまでの過程のことが非常に難しいなと思っているんですけれども、要するにスポーツ関係、中野区で一手に掌握しているのは中野区スポーツ協会、体育協会、体育連盟、何かあるんだろうと思うんですけれども、そこに入っているか入っていないかとか、その団体があるとすれば、下からサッカーとか野球とかテニスとか集まってきて、そういうのと全然関係ないところでこの指導委員というのは出てくるのかどうか、団体に頼む場合にいろんな団体があって、大体ピラミッド型になってくるのが組織だろうと思うんですが、そういうものと各地域で、圏域なら圏域で、うちは野球は要らないけどサッカーは欲しいんだよとか、いろんな微妙なことが出てくるわけですね、多分。ちょっとどうなっているかわからないけど。だから、そういう人間の流動性とかあるのかどうか。

あるいは、10名減るということは、今までやっていたけれども体育指導委員じゃないからちょっとやめるよとか、ちょっと手引いちゃうよとか、活性化につながらないことが出てくるのか来ないのか、非常にちょっとわからないんですが、指導委員という名前があればいいけれども、なくてただのコーチというか、ボランティアでというか、好きな人はやると思うんですけれども、その辺のところがごちゃごちゃしていてわからないところなんですけれども、どうなんでしょうね。最初に申し上げた中野区のスポーツ団体との関係ですね、推薦されてと最初おっしゃったと思うんですけれども、体育指導委員が選ばれてくる過程のところはどうなんでしょうかね。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

体育協会という、言ってみれば活動している任意の団体というのがあるんですけれども、

そこから推薦されて上がってきて、こちらから委嘱するというような体育指導委員もおりまして、体育協会とは全く別にこの方はこのスポーツにたけているねということで委嘱する場合がありますので、体育協会と体育指導委員というのは直接は関係はございません。

連携のこともお聞きになったのかと思いますけれども、実は、体育指導委員と体育協会というのは、確かに同じ体育の振興を目指すという点では共通しているところもありますので、一方は任意団体で一方はこちらからの委嘱なんですけれども、ある程度連携をとらなきゃいけないということで、例えば新年会なんかを共同で実施して交流を図ったりということはおしております。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

新旧対照表を見ますと、第2条の現行の職務の一番最初に住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うことと書いてありますよね。多分、昭和37年に指導委員が制定されたときにはやっぱり個々のスポーツの指導ということで多分スタートしたのかなと。ただ、これが4つのブロックに分けてそこをコアでやっていくということに関連して、単純に個々の実技の指導というよりも、指導委員ですから、その方々が核になって中野区のスポーツの振興とかに寄与すると。多分その周辺には、周辺と言うと語弊がありますがけれども、また指導員じゃなくて指導委員のようなボランティアの方も要するというようなイメージを私は持っているんですよ。

なので、例えば職務のところも、区民に対し、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うことという形で、これ自体がちょっとわかりにくいですが、普通にスポーツに関する実技指導、助言を行うことと書けばいいと思うんですけども、法規の方がうるさいのじゃないかと思うんですけども、そういう構想みたいなものが、今日の説明ではちょっとないんですよ。だから、そういう流れみたいのがあると、人数はちょっと減るんだけど、今まで個別のスポーツの指導がメインだったのがそうじゃなくて中核的になって、これに周辺の人巻き込んでやっていくんだよみたいな説明をやはり議決案件なのでなかなかそこまで行かないと思うんですが、そこがちょっとあると我々もそうなのかなと思いがちなんですけども、そこら辺がないと、にわかにはただ減る、スポーツを一生懸命やるというより減っちゃうということになっちゃうので、そういうところはあるんですかね。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

どうもご説明が不足していて申しわけありません。まさに高木委員がおっしゃったとおりでございます、個々の種目の指導をするというようなことは初め考えられたようなんですけれども、今体育指導委員というのは体育指導委員の会を結成しております、その中でさまざまな自分たちでこういうことをやってみよう、ああいうことをやってみようという、実際にスポーツの指導をしたり、あるいはスポーツの催しをやったりということをやっておるわけです。総合型の地域スポーツクラブというのがあちこちつくられるようになってから、かなりあちこちの地域でスポーツクラブの立ち上げには指導委員がかかわっているとか、かなり守備範囲が広がっているということもございまして、そういう点からきちんとこれは規定しなきゃいけないということで、この辺の表現を変えたということもございまして、体育指導委員のこれからの、実際にもう広がっているんですけれども、これからもそういった、ただの単なる各種目の実技指導にとどまらない活動をとということを考えてございます。

大島委員長

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

そうすると、こういうことも考えてよろしいですか。私たちが今までスポーツという子どもたちなんかを中心に野球、サッカーとかすぐ種目を思い出すわけですが、そうではなくて生涯スポーツ、高齢者もいらっしゃいますから、そういう方たちを、今度はハイキングですよとか、軽体操ですよとか、そういうものを広めていくというか、それはどうなんでしょうか。そういうものを盛んにしたいと思っているかどうかですね。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

そうですね。今出された例が適当かどうかというのはちょっとわからないんですけれども、もちろん新しい種目のスポーツなんかも、これは普及に一役買っていただくとか、そういったような、あるいはレクリエーションとの境目みたいなものも普及に一役買っていただくとか、それから地域スポーツクラブというのがそもそも全体、区のスポーツ振興に

かかわるような方向を目指したいということなので、そこを拠点にしてやっていっていただくということになれば、当然個々の種目というだけではなくて、今おっしゃったようなさまざまなところにもさまざまなレクリエーションとちょっと半分区別がつかないようなものについてもかかわっていただくというようなことになるかというふうに我々としては期待しているわけでございます。

大島委員長

どうぞ、教育長。

教育長

今の体育指導委員43名以内と現行の規則ではなっているんですけども、実際の今の定員はどのくらいかということと、それから今生涯学習担当が答えたように、高木委員からそもそもの沿革みたいなお話をさせていただいていましたけれども、体育指導委員制度ができた当時と今の状況と大分区民のスポーツの状況が変わってきていまして、ある程度拠点で大勢の方をお集めして、スポーツ振興の機会をつくっていくというようなことを設定しないとなかなか活動しにくいという状況があって、地域スポーツクラブのような構想になってきていると思うんですね。体育指導委員の方もそういう事情を十分ご存じですし、スポーツクラブをご自分たちの活動の転機にしたい、みたいな思いも多分あるんだと思うんですけども、定員のことも含めてもう一回ちょっと説明してくださいませんか。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

すみません、ちょっと記憶で申し上げて、手元にちょっと資料がないんですが、今現在、在籍している方は37名ということなんですけれども、実際はちょっと名目的な方も多くて、体育指導委員という名前があっても実際にはなかなか活動できないというような、そういう方もいらっしゃるわけでして、そういった実態も踏まえて、今ちょっと教育長のほうからお話しありましたとおりなんですけれども、これからちょっとスポーツの今後の展開というようなことも時代の要求もありまして、かなり幅広いものになっていく。そうすると実際に活動していただく方がやはり数ではなくて、きちんといていただくことが必要だということでこういったような数字を出したということでございます。

大島委員長

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑がなければ終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第13号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

大島委員長

それでは、全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第4>

大島委員長

では、日程第4、第14号議案「中野区立図書館則の一部を改正する規則」を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、続きまして、第14号議案「中野区立図書館則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地域図書館の開館時間の拡大及び有料宅配サービスの開始に伴う貸し出し期間の変更に伴い、規定を改める必要があるというものでございます。これにつきましては、先週の委員会におきまして、この4月1日から図書館のサービスの新設及び拡大を図るということで、4つの種類のサービスの充実についてご説明申し上げました。そのうちの地域図書館の開館時間の延長と有料宅配サービスにつきましては、この図書館則を一部改正しないと実施できませんので、今回改正をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表のところをご覧いただきたいと思います。

今回改正をお願いいたしますのは、この図書館則のうちの第3条の一部と第7条の一部でございます。上のほうからちょっと見ていきたいと思いますが、第3条のところでございます。

現行の規定では、開館時間といたしまして、館の開館時間は午前9時から午後7時までとします。ただし、中央図書館については9時半から8時までというような書き方になってございます。それを左の改正案のとおり、館の開館時間は午前9時から午後7時30分までとするということで、30分間の延長を行いたいと考えてございます。

それから、その下の第7条、個人への貸し出しの規定がここでございます。そのうちの

第6項及び第7項につきまして、今回有料宅配サービスを実施することに伴って、貸し出し期間の特例を設けたいというふうに思っております。原則といたしましては、現行のところの第6項でございますとおり、個人に貸し出しすることができる図書資料の冊数は全館で1人10冊以内とし、貸し出し期間は2週間以内とするという規定になってございますが、これに加えて左側の改正案のところ、括弧内でございますけれども、「中央図書館長の指定する事業者が図書資料又は視聴覚資料を利用者の負担により運送するサービス（以下「有料宅配サービス」という。）により、貸し出す場合にあっては、16日以内とする」というふうにこの一文をつけ加えたいと思っております。

と申しますのは、宅配サービス、事業者によるサービスでございますので、実際にお届けするまでの搬送の期間がございますので、行き帰り1日ずつ加えて、現行の14日間に2日を足しまして16日を限度の期間というふうに設定したいと思っております。

その下の第7項は、こちらは視聴覚資料に対する規定でございますが、同様16日以内という特例の規定をこちらのほうにもあわせて加えたいというふうに思っております。

なお、この規則につきましては、サービスの開始を予定しております4月1日から施行をしたいというふうに見てございます。

以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご発言ありますでしょうか。

この30分延長ということなのですが、やはり午後7時過ぎぐらいの時間帯での利用へのご希望というか、区民の方のご利用への声というのはたくさんあるんでしょうか。

中央図書館長

確かに、今委員長おっしゃったとおり、開館時間を延長してほしい、特に夜間でございますね、これについては以前から区民の方、あるいは議会などからもお話がございました。この話を検討するに当たって、私どもも昨年の6月でしたけれども、実際に各館の来館者数、貸し出し数の時間別の割合と言いますか、それを実際に調査いたしました。結果なんですけれども、1日の平均時間、今開館時間は午前9時から7時まで10時間でございますけれども、1時間当たりの来館者数、それから貸し出し冊数、一番最後の時間帯ですね、現行ですと午後6時から7時の間、これが非常にやはり多くなって、駆け込みと言いますか、特に勤務しておりますサラリーマン、OLの方、あるいは学生の方など、勤務後、あるいは帰宅途中、そのような形で立ち寄りの方が多いのかなというふうに見ておりますけれ

ども、30分ですけれども、その30分でもかなりゆとりを持って返却していただける、あるいは図書館のほうに足を向けていただけるのかなというふうに期待しております。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田委員

開館時間が延長されることは区民サービスにとって非常に向上できるしいいことだと思いますけれども、これ地域館と中央図書館とで30分タイムラグが出ていますけれども、将来的にこれは統一できるようなことはできるのでしょうか。

大島委員長

どうぞ、中央図書館長。

中央図書館長

将来的にはどうするかいろいろ検討の余地があるんですが、ただ、中央図書館の場合、開館時間が午前9時半ということで、他の地域館に比べて30分遅いんですけれども、実はこれは理由がありまして、今いろんな資料の貸し出しとか、あと全館共通のシステムで貸し出しサービスをやっております。中央館の場合はその中心館ということで、いろんな資料の受け渡しと言いますか、配送の業務などがあるんですね。要するに、郵便局でいうところの中央郵便局みたいな仕分け作業と言いますか、それが非常に大きな役割を持ってございまして、実際に委託事業者の職員が出勤する時間は午前8時半なんです。開館まで1時間その作業をやるということで、どうしてもタイムラグを設けて中央館の場合、朝の作業をやらないと難しいということがございますもので、そういうことで地域館との間で30分の開館時間をずらしているという実情がございます。将来的に今委員がおっしゃったようなあわせるかどうかということにつきましては、今後の業務のいろんな改善等々含めて検討しないといけないのかなと思っております。

大島委員長

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結しまして、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第14号議案を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

大島委員長

それでは、全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で議決案件の審査は終了いたしました。

<委員長、委員、教育長報告事項>

大島委員長

次に報告事項に移ります。

初めに、委員長、委員、教育長報告です。

それでは、私から報告いたします。

私は、まず先週の3月6日土曜日ですけれども、教育委員会の表彰式がございまして、そこに出席いたしまして、受賞者の方に賞状を差し上げるという役目を果たさせていただきました。表彰状、表彰される方は、大人と子どもというふうに2種類に分けられると思うんですけれども、中野区の学校教育とか社会教育とか、体育教育とかという教育に貢献があった方を表彰するというのが一つの役割ですけれども、それから、生徒さん、児童の方、小学校から高校までいるわけで、区立ではない、高校は区立はありませんけれども、私立の学校の生徒さんも含めてですけれども、いろいろな分野のスポーツとか文化、作文とか音楽とか、そういう分野でのいろいろな大会で優秀な成績をおさめたという方を中野区としても褒状を渡したり表彰したりと、そういうようなことをしたわけがございまして、私個人的にはやっぱり生徒さんたちですね、小学校の小さいお子さんからかなりしっかりした高校生の方までいろいろいらっしゃるわけですけれども、やっぱり何か若い方がそうやって自分の力を発揮して、いろいろ全国大会とか東京都の大会とかでいろんな優秀な成績をおさめたという、そういうことを表彰できるというのは何かこちらもうれしくなると言いますか、すごく暖かい、明るい気持ちになりまして、こちらまでうれしくなるといような気持ちになりました。そんなわけで、6日の日は教育委員会としての表彰式がございました。

それから、3月10日の朝でございましてけれども、退職される校長先生、園長先生に対して、教育委員会として感謝状をお渡しするという機会がございました。校長先生たちでいつも定例的に会議をなさっているようなんですけれども、その会議の前にお邪魔しまして、今回退職される先生方に教育委員会としての感謝状を渡しました。今回は11名の方ですが、私、個人的にもこの教育委員の活動を通して顔見知りになって、現場教育のいろんなこと



を教えていただいたということで、親しみを持った方々がおやめになるということは非常に別れというのは大変寂しい気持ちがありました。でも、まだ皆さん元気一杯でございますので、また別の形で何かかわりを持っていただけるというふうには思っております。

それと、すごくある意味で感心したのは、その校長先生、園長先生方がお1人ずつごあいさつをということでマイクの前に立たれたんですけれども、そのときのあいさつが非常に皆さん短いということが私は感心して、というのは、やっぱり長年こういう教育の経験があるからいろんな思いがあると思うんですよ。ですから、言いたいこととか思い出とかたくさんあると思うんですけれども、だからマイクを握るといろんなことをお話になりたいという気持ちはおありだと思えます。でも、10名以上いらっしゃるわけですし、ここでそんなに時間をとってはいけなくて皆さん思われると思うんですよ。それで、そういうTPOと言いますか、場を考えて大変皆さん、一言、二言じゃないんですけれども、ほどよい短さで、ぐっと個人的な思い出とかは押さえて感謝の言葉で終わられたというのはさすがだなと、本当に感心いたしました。そんなわけで感謝状をお渡ししています。

私の報告は以上です。

では、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私はありません。

大島委員長

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

私も、3月6日、土曜日に中野区教育委員会表彰式に出席いたしました。内容は委員長が報告されたとおりでございます。

また、3月10日の水曜日、私も退職校長感謝状贈呈式に出席させていただきました。こちらも委員長が報告されたとおりでございます。

私からは以上です。

大島委員長

では、山田委員、お願いいたします。

山田委員

私は、3月6日、7日の午前ですけれども、東京都医師会が学校医の研修会というのを

やっております、この2日間は昨年度まで、2年間かけて東京都医師会には学校医の委員会というのがあるんですけども、そこで会長からの諮問をいただいて、学校の中で健康教育に取り組むために、特に児童・生徒の生活習慣の改善に向けた学校医の役割というのを答申を出しまして、それが1冊の本になって、またCDに焼いたものがありまして、それを東京都医師会の所属しています学校医に研修を受けていただくということで、6日、7日の2日間にわたって、全部で10講座ですかね、というような企画をされておりました、僕は土曜日の午後と日曜日の午前中に、1つは私のほうが講師となりまして、性感染症と喫煙、飲酒についてということでお話をいたしました。学校における学校医、もしくは学校歯科医、薬剤師の学校3師における健康教育の場というのが、例えば総合的な学習の時間ですとか、いろいろなところで、場合によっては養護教諭の先生方、または保健主事なんかとチームティーチングをやるような授業があるんですけども、そういったところで今度つくりましたCD-ROMを使って、学校の中でいろいろなことの、学校中の健康教育というのができないかということで組まれております。

その中には、例えば、子どもたちのメタボリックはどう考えたらいいかとか、肥満とやせの問題とか、それから最近では、いわゆるテレビの視聴等を含めての生活習慣の話。一方では、例えば眼科の先生ですと学校における眼科的な問題、例えば近眼におけるメガネ、コンタクトの装着、特にコンタクトレンズの装着の問題とか、プールでの目の障害についての話。皮膚科の領域では、最近中学生ぐらいですとおしゃれ障害というのが出ていたり、日焼けの問題とか、もちろん病気としてはアトピー的な問題、それから学校でのいわゆる整形外科的なスポーツ外傷での取り扱いの仕方、また、特別支援教育に絡んでは発達障害への対応とか、学校保健法が学校安全法に変わったところで伝染病ではなくて感染症になりましたので感染症の取り扱い方、まさしく去年度からの新型インフルエンザについての出席停止の問題とか、そういったところのお話を10講座に分けて行ったものも一部入れたわけです。

当日、2日間でございますけれども、50名から60名ぐらいの学校医が集まりまして研修に励んだところであります。今後もそういったことで、私たち学校医の資質を高めるための研修会を行っていくということが東京都医師会の方向であるんですけども、実際には今度の指導要領の改訂によってなかなか健康教育の場と言いますか、時間が少なくなっているのも事実なので、今後その辺はどのように位置づけていくのか、特に学校保健安全法になりますと養護教員のいろんな職務などがしっかり定められておりますので、その辺に

ついてどのぐらいバックアップできるのかということの研修でございました。

7日の日の午後は、中野区の保健福祉部が主催いたしました、女性のための健康週間が、3月の第1週に設定されているんですけれども、そこで初めて区民の方々を対象にして子宮がん検診の話が私が講師となりまして、ちょうど雨が降って寒い日でございましたけれども、50名近くの区民の皆さんにお集まりいただきましたので、子宮がんというのはどんなものなのかということと、最近の話題であります子宮がんを予防できるHPV予防ワクチンのお話をさせていただきました。

随分熱心にお聞きいただきましたし、やはり結構若い方が会場に多くて、子宮頸がんというものがHPVというウイルスで起きるということで、それに伴ってのワクチン、どのようにして受けたらいいのか、どのような方たちが受けるべきなのか、ワクチンの副作用はないのかというご質問がかなりありましてかなり関心は高かったのかなと思います。ちょうど2日ぐらい前のNHKで首都圏、7時半からの番組ですかね、HPVとワクチンの話がNHKで取り上げていましたので、そういった意味でも関心が高かったなと思っております。子宮がんのお話を区民向けにしたのは多分中野区の保健福祉部始まって以来だと思っておりますけれども、かなりの方が関心が高いということを感じまして、これからもそういった啓発に努めていきたいと思っております。

昨日は、日本学校保健会の委員会がございまして出席をいたしました。関連しますけれども、その中でやはり予防接種の話が少し話題になったんですけれども、皆さん方、肺炎球菌という細菌が肺炎を起こすことはその名のとおりなんですけれども、高齢の方に肺炎球菌ワクチンを打って肺炎の予防をしようということですね。高齢者の死亡原因の中で肺炎というのはかなり高い部類に属しますので、そういった取り組みがあるんですけれども、実は肺炎球菌というのは4歳未満の子どもさんにかかりますと髄膜炎を起こしたり、それから菌血症になったりということで、世界的にはヘモフィルスインフルエンザb型という細菌と肺炎球菌、この2つが主の重傷感染症と言われているんですね。多くの先進国ではこの2つに対して予防接種を行っているんですね。そのヘモフィルスインフルエンザb型というのはヒブという名前前で、ヒブワクチンは2年ほど前から日本でも発売をされて打つことができるんですが、なかなか輸入ワクチンでございまして、入ってくる量が少ないので、今でも申し込んでも3カ月から、長い場合は6カ月ぐらい待たないと入ってこないということでございますが、恐らくこの3月の今議会に、中野区ではヒブワクチンを少し助成してくれるということが提案されておりますので、恐らく議決されるのではないかと思

いますけれども、少し費用負担が楽になるかなということになります、この2月に発売されました肺炎球菌の子ども向けのワクチンはやはり輸入ワクチンなんですけれども、3回打たないといけないんですけれども、1回当たりの接種料金がかなり高いんですね。1万円前後します。

ということで、きのう話題になったのは、今度の政権のほうで子ども手当が出るんですけれども、これは本当に子どものために使えないのかなという話であります。例えば、現金ではなくてクーポンみたいな形で保育園の保育料に使ったり、チャイルドシートを購入するのに使ったり、こういった予防接種に使うとか、そういったことでの現金ではなくてそういった方向もあるんじゃないかなという話が出ました。

確かに、子ども手当、各ご家庭に支給されるわけで、今年度は半額支給だったと思うんですけれども、満額になりますとたしか財源が5兆程度ということになると、消費税恐らく2%相当分だと思いますので、現金ですと何に使われるかわからないこともあるので、ぜひ子どものための子ども手当ですから、そういったやり方もあるんじゃないかなという議論がかなり白熱しました。

それともう1点、中野区でもこの4月からはアレルギーの子どもさんに対してアレルギー指導管理表というものが少しずつ普及してくると思うんですけれども、実はある地区でエピペンというアナフィラキシーショック用の該当する児童、もしくは保護者が自分で打つ、アナフィラキシーショック用の注射器なんですけれども、それをある地区で学校が預かったんですけれども、まさしくアナフィラを起こしたそのときに実際に使えなかったという事例が出ているんですね。今少し問題になっているようなんですけれども、実際には1年ほど前からアレルギーの子どもさんに対してのいろんな指導について多くの学校現場で働いている教員の皆さん方はそういった研修を受けて、一定の使用方法なども実際には研修を受けているかと思うんですけれども、実際の場合になったときに、その注射器というものを自己管理できるときはいいんですけれども、自己管理できない場合とか、預かった場合というのはその緊急対応としての学校側の中でのマニュアルではないですけれども、緊急対応のリスクマネジメント、その辺がきちんとできないと色々な議論を醸し出すんじゃないかなということで、もう一度アレルギーの対応についてということと、エピペンの使用について、学校のサイドでいろいろと検証しなきゃいけないだろうという話が出ました。

私からは以上です。

大島委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

表彰等については、委員長、高木先生と一緒に参加しております。今、予算の話が山田委員からありましたけれども、昨日本会議で来年度予算を正式に議決をしていただきましたので、来年度予算についての準備を進めていきたいというふうに思っております。

それから、あわせて子ども手当については、中野の場合は、今回議決していただいた当初予算の編成時期までに国からの情報、詳細な情報がまだ来ていませんでしたので間に合わないということで、特別な例として、当初予算と同時期に補正予算を出すという形で同時補正という言い方をしているんですけれども、補正予算を子ども手当分については別途追加で出しているという形でも、それもあわせて補正予算もきのう議決されましたので、中野区としても子ども手当を支給できる体制になっているということでございます。

以上です。

大島委員長

それでは、ただいまの各委員の報告につきまして、何かご質問、ご発言ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

<事務局報告事項>

大島委員長

では、質問がないようでしたら、事務局報告に移ります。

では、事務局報告として、「家庭・地域教育学級の廃止について」の報告をお願いします。

副参事（生涯学習担当）

教育委員会が本来所管しておりましたものが、平成16年4月1日付で、子ども家庭部等ができたことに伴いまして、補助執行という形でそちらのほうに移りました事業、家庭・地域教育学級でございますが、これにつきまして廃止を決定されたということがありますので、この件につきまして向こうから連絡がありましたのでご報告を申し上げます。

廃止時期が、平成22年3月31日でございます。

簡単ですが、以上でございます。

大島委員長

ごめんなさい、ちょっとわかりにくかったのもう一度確認させていただきたいんです

が、家庭・地域教育学級の事務は、これまで教育委員会が区長部局に補助執行させていたんだけれども、それが廃止になったということなんでしょうか。すみません、もう一度お願いします。

副参事（生涯学習担当）

そのとおりでございまして、これは補助執行という形で子ども家庭部に職員ごと移った事業でございまして、そちらのほうで実際の仕事をやっていたと。本籍は教育委員会に残っているんですけども、活動場所は向こうに移ってしまっていたという、例えて言えばそんなような状況でございました。それにつきまして廃止を決定されたということの連絡がございまして、これを教育委員会にご報告申し上げるものでございます。

大島委員長

ということは、この家庭・地域教育学級というか、学級の事務自体がもうやらなくていいというか、何かそんなような判断、この学級自体が必要ないとか、そういう判断があったということなんでしょうか。

副参事（生涯学習担当）

子ども家庭部のほうのいろいろな実情と、それから財政状況を勘案しまして、これについては廃止というふうに聞いております。

大島委員長

どうぞ、山田委員。

山田委員

恐らく、多くの学校の場合において、家庭と地域と一緒にやってきた学級だったと思うんですけども、実際にはどのくらいの回数が行われていたかということはわかりますか。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

平成20年度の資料でございましてけれども、申し上げますと、保育園、区立、私立の幼稚園、それから小、中、地域とありますけれども、それぞれ申し上げますと、保育園が3園、区立幼稚園が4園、私立幼稚園が6園、小学校が24校、中学校が11校、地域が15団体ということでございます。計63でございます。

山田委員

この事業はまさしく家庭と地域と言いますか、それが学校の間とか教育の間ということ  
で集まって、いろんな意味での教育をしていたということでの意義深いものではあったと  
思うんですけども、この事態に至ったのは財政的な問題なのでしょうか。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

そうですね。財政の問題もありますし、なかなかこれはそれぞれのところへ委託して行  
っておりまして、なかなか維持するのが困難な面もあったというふうには伺っております。  
そういうことを勘案して廃止を決定したというふう聞いておりますが。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

私の妻が小学校で家庭教育学級を、小学校で、文化部というところの副部長をやって担  
当したんですが、PTAの役員というのは1年ごとにかわっていくので引き継ぎというの  
があるんですけども、やっぱりどういうコンセプトでやっていくのかというのがいま一  
つ、例えば小学校だったり幼稚園だったり担当の保護者の方にはわかりにくい。担当のと  
ころに相談に行きます。説明はしてくれるんですけども、補助執行ですから正直に言っ  
て熱が入っていないんですね。

ですから、私も非常に子どもたちだけじゃなくて、保護者に対していろんな行政と一緒に  
なってやっていくのは大切だと思うんですけども、今の形の家庭教育学級であれば要  
らない。保護者の方も負担に感じる。だから、補助執行させた段階で死んでしまったのか  
なという気がします。だから、それはしょうがないですよ。しょうがないと言っ  
てはいけないんですけども、だからやっぱり補助執行という制度がちょっとよくわからないん  
ですけども、システムとしてそうやってしまうと、結局学校と行政と家庭をつなぐ重要  
な位置づけなんですけれども、補助執行を出されたほうも何となく来たからかどうかわか  
らないんですけども、何かちょっと中途半端になってしまうので、今後やはりそういった  
位置づけのところはよく考えて補助執行を出すとか、出したものでもやはりこれ多分重要  
だと思うんですけども、子ども家庭部のほうでも補助執行业務なのであんまり工夫がで  
きなかつたのかなと善意には解釈するんですね。でも、保護者の方、区民の方から見れば、  
あくまで区行政全体の問題なので、やはりそれは子ども家庭部ですとか保健福祉部とかい

ろんな部署の中で連携をして、これから区民の方と生涯教育や社会教育をどうしていくんだということを考えてやっていかないと難しいですよ。だから、大きな課題になって一つ足がかりがなくなっちゃいましたけれども、ゼロベースで教育委員会としても、じゃあ、今後区民の方、保護者の方と社会教育、家庭教育をどうしていくんだということを考えていかないとまずいなと。だから、これ自体はしょうがないと思います。

大島委員長

どうぞ、教育長。

教育長

この事業がなくなるということはさまざまな考えというか、経過の中で廃止ということになったんだと思うんですけども、今高木委員がおっしゃったように、PTAの中ではこの事業がなくなることによってPTAの活動自体が大きく影響を受けるような、そういうPTAもあると思うんですね。例えば一つの文化部であったり、教養部であったりというようなところは、この事業がメイン事業になっていて、なくなると存在自体意義がなかなか見出しにくいような状態になってしまうのではないかというふうに思うので、例えば区民の公益活動の助成金であるとか、PTAの予算の中で何とか捻出してこうした活動をしたいということであれば何らかの援助できるとか、あるいは公益活動のほうに助成をお勧めするというようなことも考えられるのではないのでしょうか。

大島委員長

教育経営担当、どうぞ。

参事（教育経営担当）

この件に関しましては、小P連、中P連とご説明に伺いました。大体の反応というのはしょうがないねということと、それから、負担に感じていると高木委員がおっしゃったような、そういったご意見もありました。ただ、これを全くなくすということは、いわゆるその道筋がなくなるわけですから、今教育長がお話になったように、区民の公益活動の助成ですとか、あるいはまた、子ども家庭部と教育委員会が協力をして何らかの対応をしていくという部分については、しっかり考えざるを得ないのかなというふうに思っています。そういうご説明もPTAの皆様方にはお話をさせていただいてご了解を得ているということでございます。

大島委員長

どうぞ。



## 飛鳥馬委員

私も現場でやっていましたのでよくわかるのですが、今の話し合いの中でいいと思うのですが、非常にこの活動そのものが温度差があるわけですよ。学校によって盛んなところ、盛んでないところ、あるいは盛んであった学校も熱心な方もいれば、二、三年続いて卒業されると火の消えたようになってしまったりとか、非常にそういう波の激しいところなんですね。

それでも基本的には、今高木委員も教育経営担当も言われたように、PTAの組織との関連をどうするかというのが非常に大きな問題なんですね。役員のやり手がなくて、時間がなくて、その中で何とかしなきゃというので、私がいたところでは余り盛んではありませんから1年に2回か3回やればよいところでしたね。内容的には、今携帯がはやっているけれども、携帯についてどう考えますかとか、そういうアンケートをとったり、話をしたり、講師を呼んできて話を聞くとか、そういうところに金を使っていたわけですよ。だから、そういうことも必要ですよ、多分必要だと思うんですけども、ただ、学校というのは毎日毎日いろんなことが起こりますので、携帯で問題が起これば、いじめが起これば、そんな家庭教育学級なんていうことを言ってもらえないわけですよ。夜でも土曜日でも日曜日でもPTAでも何でもやらないといけない。そういうところですので、そういうことがありますので、それを未然に防ぐとか、やっぱりきちんとしたりとかというのでそういう活動が必要でやる方もいるし、そうでない方もいるので非常に難しいところですが、今言われたようにちょっとでも救ってもらえるところがあればというふうに思います。そういうふうに考えないと、一度やった仕事は事業仕分けみたいにやめられないわけですよ、永遠にそれは。だから、やっぱり変えていかないと時代に対応していくということでやっていかないと、有効に使っていくということがあって、やっぱりなければならぬものはやらないといけないと思いますけれども、その辺のところを配慮してもらえればよいなというふうに聞いておりました。

以上です。

## 大島委員長

ちょっと確認なんですけれども、この廃止というのは、権限というか、意思決定のシステムから言うと、教育委員会の別に同意とかというのは必要ないわけですね。

## 副参事（生涯学習担当）

これはもちろん確認をしたんですが、その補助執行している部の部長がこの廃止の決定

はできるということですので、こちらのほうには報告という形になるというふうに聞いております。

飛鳥馬委員

今のは区としてちゃんと決まりにのっとってやっていて予算がついていると、だからそれを廃止するということであって、そういうのがなくても、うちの学校はぜひ家庭教育学級を自主的にやるということではできるわけですよ、それは。その今廃止というのはそういう意味ですよ、多分。区としてはやらないし、それから、補助金も出せませんよということだと、そのための今廃止を言っていると。

大島委員長

学校とかP T Aが自主的に開催することには何ら問題はないと、こういうことですね。

飛鳥馬委員

そういうのがあるわけですよ、おやじの会とか、自主的にやっているのは結構あるわけですよ。

大島委員長

どうぞ、山田委員。

山田委員

補助執行していたときは、その補助執行の相手先のほうで決めることができると。差し戻すということではないですよ。

大島委員長

どうぞ、生涯学習担当。

副参事（生涯学習担当）

そういう手続が必要なのかと思っただけもちよっと確認したんですけども、そういうことは必要なくて、補助執行先の部長の権限で廃止ができるんだそうです。それについてこちらにご報告ということで、今ご報告させていただいたということです。

大島委員長

ということでございます。

ほかにありますでしょうか。

では、この件はそういうことで終わりますして、事務局の報告、ほかにございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

<協議事項>

大島委員長

それでは、協議事項に移ります。

本日は、「中野区立小中学校再編計画に基づく学校の統合について」の協議を進めます。では、説明をお願いします。

どうぞ。

副参事（学校再編担当）

お手元の資料に沿ってご説明をいたします。

平成17年10月に策定いたしました中野区立小学校再編計画に基づきまして、平成23年4月付で以下のとおり学校を統合するものでございます。

まず、野方小、沼袋小学校の統合でございますけれども、当該学校統合委員会におきまして校名の公募を行いまして、応募約77件、そのうち46候補から慎重に検討を行った結果、「中野区立平和の森小学校」を選定したところでございます。

選定理由でございますけれども、統合する野方小学校と沼袋小学校のほぼ中間地点に平和の森公園がある。また、地域や子どもたちにとって愛着のある名称を校名に使用することで統合新校が地域に愛され、地域とともに発展していくことにつながるというものでございました。

次に、丸山小学校・沼袋小学校の統合でございますけれども、同様に校名の公募を行いまして、応募63件、47候補から慎重に検討を行った結果、「中野区立緑野小学校」を選定してございます。

選定理由でございますけれども、「緑」は新緑や若葉などから成長をイメージさせ、「野」は広々とした地という意味があることから、子どもたちに広い心を持って伸び伸びと育ってもらいたいという願いを込めたといったものでございます。

裏面へお進みください。

小学校の設置についてでございますけれども、設置年月日、平成23年4月1日設置でございます。野方小学校・沼袋小学校の統合新校、中野区新井三丁目29番1号、現中野区立野方小学校の位置に、また、丸山小学校・沼袋小学校の統合新校につきましては、中野区丸山一丁目17番1号、現中野区立丸山小学校の位置に設置するものといたします。

次に、小学校の廃止でございますけれども、廃止年月日、平成23年3月31日をもちまして、中野区立野方小学校、中野区立丸山小学校、中野区立沼袋小学校を廃止するというも

のでございます。

以上につきまして、今後、教育委員会定例会で中野区立学校の設置及び廃止、並びに中野区立学校設置条例の一部改正手続をあわせて議案といたしましてご提案したいと思っております。校名等につきましてご協議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまのご説明を踏まえまして、ご質問、ご発言ございますでしょうか。

これは手続的なことをちょっと確認したいんですけれども、校名も含めて、また設置するというようなことも含めて、教育委員会で議決をして、それから区議会で議決をされると、そういうことになるのでしょうか。

どうぞ。

副参事（学校再編担当）

次回定例会では校名を含んだ設置及び廃止、そして、今後の区議会第2回定例会で条例の一部改正の議決を経なければなりませんので、その一部改正手続を議決いただきたいというものでございます。

さらに、その後、中野区立学校の通学区域に関する規則を一部改正というようなことも引き続きさせていただく予定でございます。

大島委員長

わかりました。

どうぞ、ご発言ありましたら。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

2の丸山小と沼袋小の校名のことですが、中野区立緑野小学校と、中学校の緑野中学と同じということなんですが、もうこれはかなり地域で知られていると思うんですけれども、もしこれで決まるとすれば、それに対する反応というんですか、賛成、反対、いろいろあるんじゃないかと思っておりますけれども、どんな意見が出ているかちょっとお聞きしたいなと思っております。

大島委員長

どうぞ、学校再編担当。

副参事（学校再編担当）

今回、校名のご協議に当たって、先般、各統合委員会において、こういった校名候補が選定されたことを受けまして、同名校でございます緑野中学校区の北原小学校、啓明小学校、野方小学校の各校長には、こうした緑野小学校の校名候補の決定の経過等、及び先ほどの公募の状況等、協議の内容につきまして丁寧に説明させていただきました。それについて特に問題ないというふうに各校長からお話がございます、さらに、各PTAに対してのご説明も同様にさせていただくという形で、既に北原小では、PTAの役員会において校長から説明させていただいたんですが、特に緑野小で問題ないというようなご意見もいただいたというところがございます。

さらに、小学校PTA連合会、本日お伺いさせていただいて、これまでの経過についてご説明させていただく予定でございますし、中学校PTA連合会についても既にお話をさせていただいて、問題なしというようなご意見をいただいております。

以上でございます。

大島委員長

どうぞ、教育長。

教育長

今、地域の方に説明して特に問題はないということではあったんでしょうけれども、統合委員会の中での議論というのは、緑野小学校についてどういう意見がありましたか。

大島委員長

どうぞ、学校再編担当。

副参事（学校再編担当）

先般の野方小学校、丸山小学校、沼袋小学校統合委員会の検討状況についてご報告させていただいた際にもお話しさせていただきましたけれども、検討の過程で、やはり中学校と同じ名前になることについては一貫教育校を想定しているような印象になるというようなご意見、そして、さらに緑野中学校へ進学する児童については、緑野小学校（仮称）の小学校だけではなく、北原、啓明、同じように野方、沼袋の統合新校もございますので、こうした子どもたちが肩身が狭くなるんじゃないかというようなご意見も多々ございました。

しかし、まず1点目の一貫校につきましては、現在、各小中学校の連携を進めているところがございますけれども、小中一貫校の設置については、今後この教育委員会の場で検討を進めていくものであり、これからの中野の教育検討会議でも検討を進めているところ

でございます、真に子どもたちにとって喜ばれる新しい学校にふさわしい校名は何かというご議論をいただきたいということで私どもから助言をさせていただいたところでございます。

もう一点につきましても、やはりほかの区では小中学校同じ校名なんだけれども、違う小学校から就学しているところも多くて、その児童に対するケアも特段なかったというようなことを委員の校長先生からご紹介いただいて、ほかの委員の方もやはり新しい学校をよい学校にしていくという意味では、小学校と中学校が地域とあわせて盛り上がっていくということが重要であって、校名が同じであってもやはり問題はないんじゃないかというようなご意見で一つにまとめられたというような経過でございます。

大島委員長

どうぞ。

飛鳥馬委員

通学区域で考えますと、緑野小学校に通っている子どもたちはそのまま大体緑野中の学区に入るのでしょうか。

大島委員長

どうぞ、学校再編担当。

副参事（学校再編担当）

緑野小学校については、ほとんど緑野中学校の校区と重なっているところでございますが、先ほどの北原、あるいは今回新しい平和の森小学校については、約半分近くの通学区域が緑野中学校の通学区域ということになってございます。

大島委員長

どうぞ、山田委員。

山田委員

そのほかの区で、小学校と中学校、公立で同じ校名を使っている区というのはあると思いますけれども、いかがですか。

大島委員長

どうぞ、学校再編担当。

副参事（学校再編担当）

23区内でございますと、23区中20区が同一小中学校名を使っているというような実情でございます、それは必ずしも小中一貫校ではございません。中野区と文京区、荒川区の

3区が小中同じ校名を使っている区がないというような状況でございます。

山田委員

そうしますと、多くの23区内では、3区を除いては同一の校名を持っている学校があるということで、私はまさしく小中学校は同じ名前だったんですけれども、ただ、既存にあるのと新しくできたときにとということと、それから、今後、小中学校の再編を進めていく上で、例えば中学の名前がこれがあるということの危険性と言いますか、出てくると、それはそれでどうなのかなと、ちょっと僕は危惧しているんですね。この地区の中学校はこういうような名前があるから小学校もということが波及しないとも限らないかなと、その辺をちょっと危惧しているんですけれども、そういった議論はありましたか。

大島委員長

どうぞ、学校再編担当。

副参事（学校再編担当）

統合委員会の中でのご議論は、先ほどご紹介させていただいたような内容でございましたけれども、今回の第1回定例会の総括質疑の中でやはり議会のほうからそういったご質問がございまして、例えば、緑野中学校の名前で緑野小学校という近いところではいいんですけども、違う遠いところの学校の名前を違う地域でまた使うことも可能ということもあり得るのではないかなというようなご議論をいただきまして、特に中野区立中野というような、中野の表現を奪い合うようなこともあるんじゃないかなというようなことも危惧されていたところでございますけれども、その辺は統合委員会の校名の議論の中でさまざま良識あるご議論をいただいて、真摯なご議論をいただけるようなことで解決できるのではないかなということでお話はさせていただいたところでございます。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

先ほどの同じ校名の小中があるということなんですが、地名以外で同じというのはどれぐらいなのでしょう、割合として。

大島委員長

学校再編担当。

副参事（学校再編担当）

多くが地名、現住所地名というところが多うございます。しかし、旧住所名といった形

の学校名と、全く今回の緑野のように新しい学校に対して名前をつけたというところも約10には至らないですが、5校程度ございます。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

教育委員会として統合委員会に諮問したわけですから、よほどの理由がない限りはこれで行くべきだと私も思うんですね。ただ、中野区の現状を考えますと、小学校は大体地名が多い、中学校はナンバーズクールが多い。ナンバーズクールが統合していくとやっぱり具体的な校名になっていくわけですよ。一方、小学校で統合すると、旧校名は原則使わない、そうすると地名も使えませんから、やっぱり南中野とか北中野とか中央中野とか中野とか、そうするとやっぱりいい希望ヶ丘とかいろいろ出てくると思うんですけども選択肢が限られちゃうと思うんですよ。そうすると、教育委員会として今後やはり同じ校名の小中があって是か非かという、ここでちゃんと判断してあげないと。本当はもしかすると、我々がそれを先に想定していいよねというのをしておかなくちゃいけなかったと私はすごく反省しているんですね。

例えば、山田委員も指摘されたように、わからないですよ、今後、北中野小学校ですとか南中野小学校というのが出るかもしれない。あるいはちょっと違いますけれども、平和の森小学校があるんだったらば哲学堂小学校も出るかもしれない。でも、それは基本的によほどの問題がないと、例えば明らかにほかに近くに小学校があるのに遠いほうが同じ校名にするとかということ以外は基本的にやはり地域の住民の方やその保護者、有識者が入った統合委員会を尊重するんだということをここで教育委員会としては意思確認をする必要があるのかなと思います。その上で決定というか、議会のほうに送る必要があると思います。

私としては、若干引っかけからなくはないんですが、地域の方が選んだということで、近隣の小学校の方も特に問題ないということであれば尊重すべきなのかなという考えでございます。

大島委員長

私個人のちょっと危惧するところとしては、一体型小中一貫校というのをどうするのかという重いテーマについて、まだ中野区としても教育委員会としても進めるとか、それは絶対やらないとかというような意思決定というのは全くできていない段階で、この緑野小



中というのが校名が同じということが出ますと、地域の方がどう受け取るかはちょっと別にして、一般区民的には、中野区は一体型の学校をつくるということを目指しているという、何かそういう意思表示のあらわれかなというふうにとらわれないかなというのはちょっと私としては非常に気になるころではあります。基本的に、高木委員がおっしゃるように諮問したんですから、統合委員会の意見を尊重すべきだというのはもちろん、それは私も同意しているんですけども、ちょっとその辺が、一般区民の方への受け取られ方がどうなのかなと、ちょっと気にはなっております。

どうぞ、高木委員。

高木委員

委員長が懸念されていることは全くそのとおりで、教育委員会としても今後の再編計画をきちんと出していくことで、それでしかそれは払拭できないと思うんですね。現状で言いますと旧、旧というか丸山小学校、大体半分ぐらい中学受験します。過去にやっぱり6割ぐらいしか来なかったよという年もあるので、地元の方は名前は同じだけど違うねと委員長がおっしゃっていたように地元の方は理解しています。ただ、やっぱりそれ以外の方はわかりませんから確かにそういう危惧もあるので、それはやっぱり教育委員会としてはきちんと区民に対して、区民の方に対して説明していけないといかんというのは全くそのとおりだと思います。

大島委員長

今日は協議ということでございますから、結論を出すまではございませんけれども、今日のところでのご発言はよろしいですかね。

それでは、この「中野区立小中学校再編計画に基づく学校の統合について」、本日の協議は終了いたしました。次回以降の定例会で改めて議決案件として審査したいと思っております。

事務局は、ただいまの協議内容を踏まえて準備を進めてください。

以上で本日の日程をすべて終了いたしました。

これもちまして教育委員会第9回定例会を閉じます。

午前11時42分閉会